

名寄市押印見直し方針

令和4年4月1日施行

1 基本方針

社会及び政府におけるICT・デジタル化の進展、促進等並びにこれに伴う政府による押印の廃止、省略の推進の動きを踏まえ、市に関係する書面のやりとりにおける押印見直し方針を次のとおり定める。

市が外部の者（相手方）から受け取る書面については、可能な限り、相手方の押印を省略するものとする。ただし、申請（補助金の交付等についてのものを含む。）その他当該者等又は市がその権利義務の形成に関するものについて、押印をしない場合は、本人の署名（自署）によるものとする。なお、報告、通知等の事実の確認、周知等についてのものは、権利義務に影響を及ぼすものではないことから、署名を要しないものとする。

市が相手方に発する書面で軽易なもの及び市の内部で使用する書面についても、可能な限り、公印その他による押印を省略するものとする。

2 見直し内容

（1）市が相手方から受け取る書面について

ア 押印が必要なもの

（ア）契約書（地方自治法第234条第5項により記名押印を義務付け）

契約書には協議書、覚書、請書など、双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。

（イ）名寄市入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札・見積・委任状・契約の締結等に係るもの

（ウ）登記関係の書類や金融機関に提出する書類その他の本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの

（エ）国及び道の法令・条例・通知等により様式が定められているもの及び押印が義務付けられているもの（国や道の動向を注視しつつ検討を継続）

（オ）その他、実印・登録印（個人において登録された印鑑又は法人において登録された代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの

イ 署名又は記名押印の選択制であるもの

（ア）本人の意思による申請であることを署名又は記名押印により担保する必要性があるもの

a 補助金関係書類（申請、実績報告、請求等）、手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれがあるもの

b 誓約書、同意書、承諾書、委任状などの本人の意思確認を強く求めるもの

c その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの

（イ）診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する添付書類で、当該書類の

記載が作成者の意思によるものであることを署名又は記名押印により担保する必要があるもの

ウ 押印も署名も不要なもの（記名のみとするもの）

押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよいこととする。

エ 請求書、見積書の取り扱いについて

（ア）請求書、見積書（以下「請求書等」という。）については、押印を省略することができる。その場合は、文書の真正性を担保するため、住所、氏名（法人、団体等は名称及び代表者の職氏名）等の必須事項に加え、発行責任者又は担当者名、連絡先（電話番号）を記載することとする。

（イ）押印を省略された請求書等については、電子メール（PDFファイル形式等）により提出することも可能とする。

（ウ）押印された請求書等については、発行責任者又は担当者名の記載を省略することができる。

（２）市が発する書面について

従前と同様に押印するものとする。ただし、名寄市事務処理規程（平成 18 年名寄市訓令第 6 号）第 26 条の規定に基づき、通知その他の文書で軽易と認められるものについて、可能な限り公印を省略するようにすること。その場合において（公印省略）の表記は必要としない。

（３）起案書その他の市の内部での意思決定又は書面の回付に関するものについて

押印を要しない。ただし、書面の回議を受けた場合は、決裁、承認その他その内容を認めた証として、電子決裁による処理、自署その他適宜の方法によりその事実を表すこと。

（４）法人等の取り扱いについて

ア 個人事業者・法人格のない団体については、個人と同様とする。

イ 法人については、原則として記名押印とする。ただし、請求書等の取り扱いについては、この限りでない。

３ 今後の対応

今後の対応として、可能な限り、次に掲げる事項を行う。

（１）規則その他規程の別記様式における「印」等は、名寄市規則（告示・訓令）で定める申請書等における押印の特例に関する規則（告示・訓令）にて省略することを可能とする。なお、当該別記様式に改正がある場合は、「印」等を削る改正を併せて行うものとする。

（２）行政事務の見直し又は社会若しくは行政における ICT 若しくはデジタル化の進展の影響により、それらを活用することで紙の書面のやりとり又は署名若しくは記名押印を省略できる場合は、これを進めるものとする。